

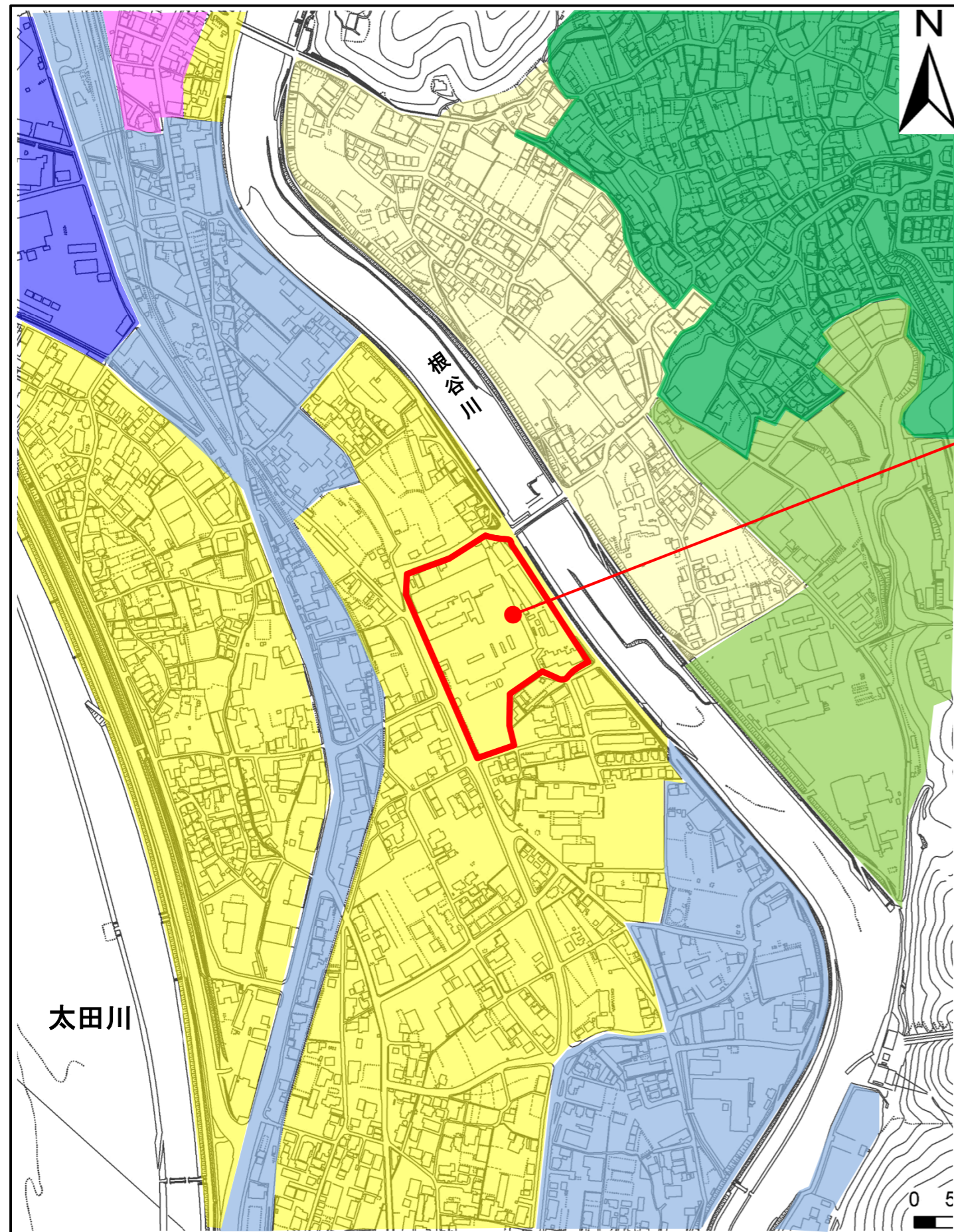
1 安佐市民病院跡地の概況



位置	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号			
敷地面積	28,476 m ²			
有効活用する 主な施設の概要	施設	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築年度
	北館	2,647	10,543	平成4年



2 安佐市民病院跡地の用途地域



■用途地域

用途地域は、都市計画法に基づき、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。

用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

安佐市民病院跡地の用途地域等

用途地域	第一種住居地域	建築可能	<ul style="list-style-type: none"> > 住宅、共同住宅 等 > 学校、病院、公共施設 等 > 店舗等(3,000㎡以下のもの) > 事務所、ホテル、旅館(3,000㎡以下のもの) > ボーリング場等の運動施設(3,000㎡以下のもの)
		建築不可	<ul style="list-style-type: none"> > 映画館、パチンコ店、カラオケボックス等 > 倉庫業の倉庫 > 工場(原動機を使用する50㎡を超えるもの)
建ぺい率	60%	建物の敷地面積に対する、建築物を建てることのできる土地面積の割合の上限	
容積率	200%	建物の敷地面積に対する、延べ床面積(各階の床面積の合計)の割合の上限	

凡 例

	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどを建築可能。
	第一種低層住居専用地域	低層住宅のための地域。小規模な店や事務所をかねた住宅や小中学校などを建築可能。
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅のための地域。病院、大学、500㎡までの一定の店などを建築可能。
	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅のための地域。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設を建築可能。
	近隣商業地域	まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場を建築可能。
	準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建築可能。
	工業地域	どんな工場でも建てられる地域。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建築できない。

3 安佐市民病院跡地周辺の交通網

